

学校給食費に関するお知らせ



学校給食費の口座振替手続きをお願いします

学校給食費は、市が保護者口座から引き落としを行います。

一度手続きを行うと、中学校卒業まで市立学校への進学・転校の際の手続きは必要ありません。

また、口座振替に係る手数料は君津市が負担しますので保護者負担はありません。

口座振替日（納期限）は、年10回です

学校給食費の口座振替は、5月から翌年3月まで（8月を除く）の毎月末日に引き落としを行います。末日が土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日に引き落とします。

令和3年度からの口座振替日（納期限）は、下表のとおり年10回の予定です。

口座振替日に残高不足等により引き落としができなかった場合は、学校を通じて納付書をお送りしますので、金融機関の窓口でお支払いください。

期 別	第 1 期		第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
内 訳	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	9 月分	10 月分
口座振替日	5 月末日（※ 1）		6 月末日	7 月末日	9 月末日	10 月末日
期 別	第 6 期	第 7 期		第 8 期	第 9 期	第 10 期
内 訳	11 月分	12 月分		1 月分	2 月分	3 月分
口座振替日	11 月末日	12 月 25 日（※ 2）		1 月末日	2 月末日	3 月末日

※ 1 第 1 期のみ、4 月と 5 月の 2 か月分を同時に引き落とします。

※ 2 口座振替日は原則 末日 ですが、12 月は 25 日となります。

- ・ 年間の合計額や 1 回ごとの振替額は、5 月頃に学校を通じてお知らせを配布します。（年度途中で転入等があった場合は、随時、学校を通じてお知らせを配布します。）
- ・ 口座振替手数料は市が負担します。

学校給食費について

保護者の皆様には、食材購入のための実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます（その他の調理に係る人件費や光熱水費等は市が負担しています）。

地域でつくられた新鮮で安全安心な食材を積極的に取り入れ、成長期の子どものために、栄養バランスのよいおいしい給食をつくっていきたいと思いますので、支払いにご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ご負担いただく給食費の単価は下表のとおりです。

区分	1日あたりの給食費	暫定月額
小学校	250円	4,500円/月
中学校	310円	5,500円/月



- ・ 1年間の給食回数は、194回（食）を基準とします。
- ・ 5月から翌年2月まで（8月を除く）は上表の暫定月額を徴収し、3月に精算します。
3月の給食費の額は、個人ごとに変動することがあります。
- ・ 食物アレルギー等の特別な事情により、給食を欠食する日が年間を通じて相当数ある場合は、暫定月額を徴収すると、給食費をいただきすぎてしまう（還付が発生する）ことがあります。毎月精算を希望する場合は、学校を通じて教育委員会へ申し出てください。

欠食（給食を食べない日）の取り扱いについて

下記の①～③までに該当する日は、欠食となり給食費はいただきません。

- ① 学校、学年行事等で給食が出ない日。
- ② 個人事情（入院など）により連続3日以上学校を欠席する場合で、当該日の7日前（土日祝日を含まない）までに学校から教育委員会に届出があったもの。
- ③ 食物アレルギーで、給食が食べられず弁当を持参する場合で、当該日の前月10日までに学校から教育委員会に届出があったもの。

🔔 ご注意ください

（例えば）お子さんが風邪をひいて、今日から連続で3日間学校を欠席したとしても、欠食扱いとはなりません。

これはすでに食材などの発注が済んでおり変更できないためです。

個人的理由において、欠食の扱いをするには、必ず事前の届け出が必要です。

学校給食費に関するQ & A

1	Q	口座振替依頼書は、どこでもらえますか？
	A	学校に準備してありますので、お取り寄せください。
2	Q	残高不足等により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？
	A	督促状と納付書を学校を通じてお渡ししますので、金融機関の窓口でお支払いください。次の振替日に未払額を合計して振替えることはできませんので、ご注意ください。
3	Q	滞納した場合はどうなりますか？
	A	口座振替ができなかった場合は、督促状を送付します。特別な理由もなくお支払いいただけない場合は、法的措置も含めて、厳正に対処させていただきます。
4	Q	支払いが困難な場合はどうしたらいいですか？
	A	君津市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるように、経済的にお困りのご家庭に対して、給食費・学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）を設けています。詳しくは学校または君津市学校教育課へお問合せください。
5	Q	生活保護、就学援助制度を受けていますが、給食費の扱いはどのようになりますか？
	A	基本的には、生活保護費や就学援助費から給食費相当分を直接振り替えますので、保護者からの支払いの必要はありません。しかし、認定が廃止（非該当）となった場合は、支払いが発生しますので、口座振替のご登録をお願いします。

学校給食費に関する問い合わせ先

君津市教育委員会 学校給食共同調理場

所在地 〒299-1106 君津市中島364番地1

電話 0439（32）5522

